

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 27日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市大正区南恩加島 7 丁目 1 番 2 2 号	
氏名 株式会社クボタ 恩加島事業センター	
所長 重田 正和	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6552-1181	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社クボタ 恩加島事業センター
事業場の所在地	大阪市大正区南恩加島 7 丁目 1 番 2 2 号
計画期間	令和 6年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2 2 5 1 : 銑鉄鋳物製造業
②事業の規模	8 9 . 3 億円
③従業員数	3 8 0 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①鉋さい	②ばいじん
	排出量	10556 t	435 t
	（これまでに実施した取組） 当事業所の環境方針の中で重点課題として産業廃棄物の削減を掲げており、ISO14001活動をベースとして、活動目標を定め取り組んでいる。 製造工程及び使用材料等の現状の分析と評価を行い減量化の可能性を検討し、再生利用の拡大・有価物化等について取組んできた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①鉋さい	②ばいじん
	排出量	8445 t	348 t
	（今後実施する予定の取組） 今期の生産量は、前年より減少の見込みです。事業所としては、生産量原単位の低減を目標とし、鉋さいについては、①集塵微粉の分粒化による有価物化の推進②鉄分回収を目的とした有価物化の推進③不良率低減による生産数減の推進、等で鉋さい発生量の抑制を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 【①鉋さい】中子砂・ショット砂・鉄粉含有砂を再生砂用として有価物化、集塵微粉の分粒による一部有価物化の継続実施。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 【①鉋さい】集塵微粉の粒度分別による現物把握し、集塵微粉の一部有価物化の検討・実施を進める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③木くず	④廃プラスチック	⑤廃酸	⑥汚泥
166 t	93 t	50 t	25 t

②計画

③木くず	④廃プラスチック	⑤廃酸	⑥汚泥
133 t	74 t	40 t	20 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦廃油	⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
16 t	1 t	t	t

②計画

⑦廃油	⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
13 t	1 t	t	t

(第3面－1)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①鉋さい	②ばいじん
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①鉋さい	②ばいじん
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①鉋さい	②ばいじん
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①鉋さい	②ばいじん
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

③木くず	④廃プラスチック	⑤廃酸	⑥汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

③木くず	④廃プラスチック	⑤廃酸	⑥汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

③木くず	④廃プラスチック	⑤廃酸	⑥汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

③木くず	④廃プラスチック	⑤廃酸	⑥汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第3面－3)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

⑦廃油	⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
0 t	0 t	t	t

②計画

⑦廃油	⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

⑦廃油	⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

②計画

⑦廃油	⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①鉋さい	②ばいじん
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	3 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①鉋さい	②ばいじん
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①鉋さい	②ばいじん
	全処理委託量	10556 t	435 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	9191 t	435 t
	再生利用業者への 処理委託量	10552 t	435 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 【優良認定処理業者への処理委託】 ⑧ガラスくず・コンクリートくず⑤廃酸については実施。 【再生処理業者への処理委託】 ①鉋さい②ばいじん③木くずについては全量再生処理を依頼し実施。		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

③木くず	④廃プラスチック	⑤廃酸	⑥汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

③木くず	④廃プラスチック	⑤廃酸	⑥汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③木くず	④廃プラスチック	⑤廃酸	⑥汚泥
166 t	93 t	50 t	25 t
166 t	44 t	50 t	25 t
166 t	93 t	0 t	20 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

⑦廃油	⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
0 t	0 t	t	t

②計画

⑦廃油	⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
0 t	0 t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦廃油	⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
16 t	1 t	t	t
16 t	1 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①鉋さい	②ばいじん
	全 処 理 委 託 量	8445 t	348 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	7353 t	348 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	8445 t	348 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 【優良認定処理業者への処理委託】 ①鉋さいについて、優良業者への搬出量を多くする、新規優良業者との契約を進める。 【再生処理業者への処理委託】 ④廃プラスチックについて、分別回収の徹底による量の削減と再生利用業者の開拓により再生利用量。		
※事務処理欄			

②計画

③木くず	④廃プラスチック	⑤廃酸	⑥汚泥
133 t	74 t	40 t	20 t
133 t	35 t	40 t	20 t
133 t	74 t	0 t	16 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

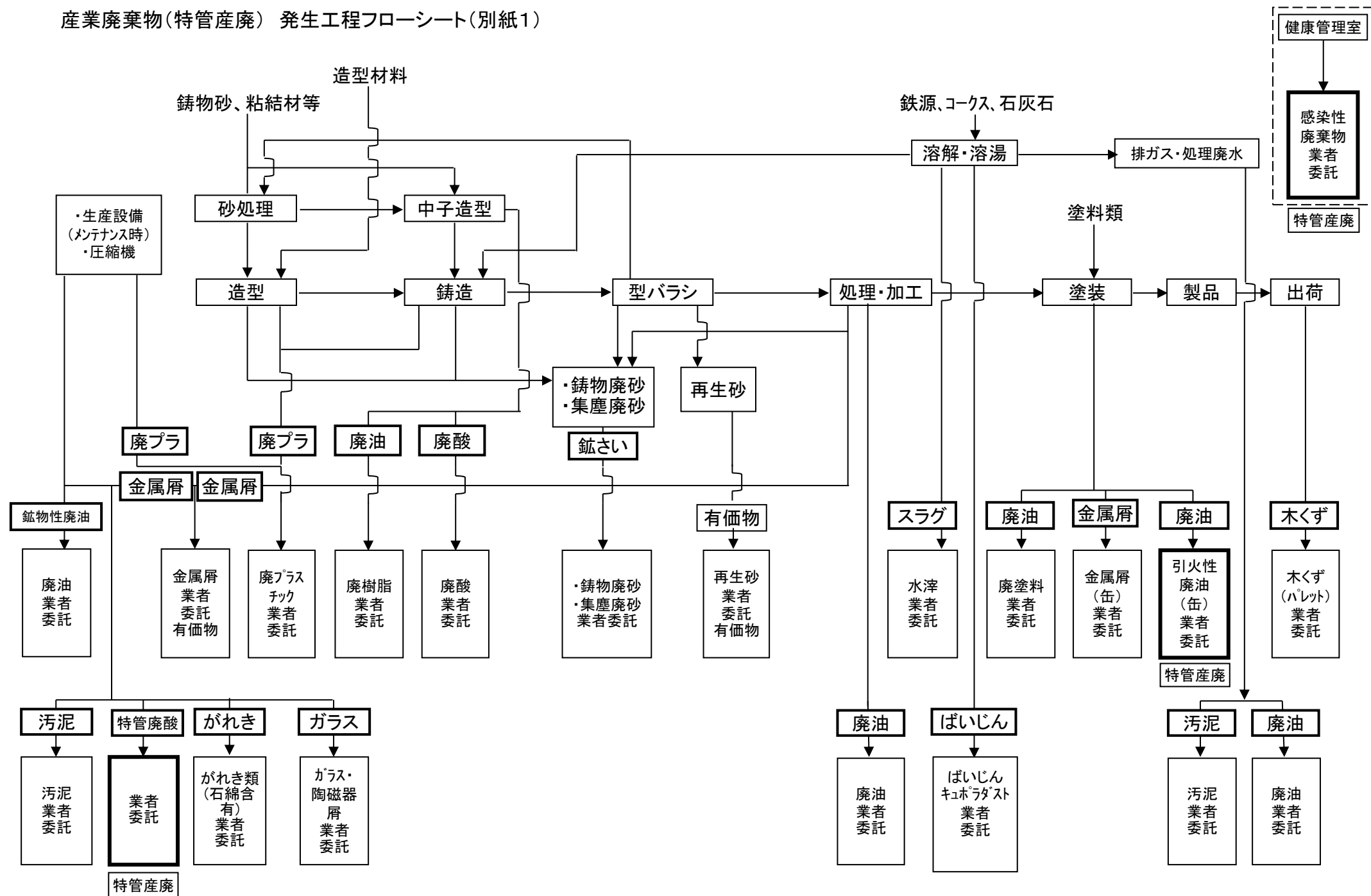
②計画

⑦廃油	⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
13 t	1 t	t	t
13 t	1 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物(特管産廃) 発生工程フローシート(別紙1)



産業廃棄物の処理に係る管理体制図(別紙2)

